



令和 7 年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書 -生物多様性白書に関する説明資料-

令和 7 年10月

環境省 自然環境局 自然環境計画課



ネイチャーポジティブに向けた取組

生物多様性国家戦略2023-2030（2023年3月閣議決定）の骨格

2022年の生物多様性条約第15回締約国会議で採択された生物多様性に関する世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」を踏まえ、「2050年自然共生社会」「2030年ネイチャーポジティブ」の実現に向け、5つの基本戦略、基本戦略ごとの状態目標（あるべき姿）・行動目標（なすべき行動）、関連施策を各行動目標に紐づけることで、戦略全体を一貫通貫で整理するとともに、進捗状況を効果的に管理

第1部 戦略

2050年ビジョン『自然と共生する社会』

2030年に向けた目標：ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現

基本戦略1
生態系の健全性
の回復

基本戦略2
自然を活用した
社会課題の解決
(NbS)

基本戦略3
ネイチャー
ポジティブ経済の実現

基本戦略4
生活・消費活動におけ
る生物多様性の価値の
認識と行動

基本戦略5
生物多様性に係る取組を
支える基盤整備と国際連
携の推進

状態目標（15）

- ・生態系の規模と質の増加
- ・種レベルでの絶滅リスク低減
- ・遺伝的多様性の維持

- ・生態系サービス向上
- ・気候変動とのシナジー・トレードオフ緩和
- ・鳥獣被害の緩和

- ・ESG投融资推進
- ・事業活動による生物多様性への配慮
- ・持続可能な農林水産業の拡大

- ・価値観形成
- ・消費活動における配慮
- ・保全活動への参加

- ・データ活用・様々な主体の連携促進
- ・資金ギャップの改善
- ・途上国の能力構築等の推進

行動目標（25）

- ・30by30
- ・自然再生
- ・汚染、外来種対策
- ・希少種保全 等

- ・自然活用地域づくり
- ・再生可能エネルギー導入における配慮
- ・鳥獣との軋轢緩和 等

- ・企業による情報開示等の促進
- ・技術・サービス支援
- ・有機農業の推進 等

- ・環境教育の推進
- ・ふれあい機会の増加
- ・行動変容
- ・食品ロス半減 等

- ・基礎調査・モニタリング
- ・データ・ツールの提供
- ・計画策定支援
- ・国際協力 等

第2部 行動計画

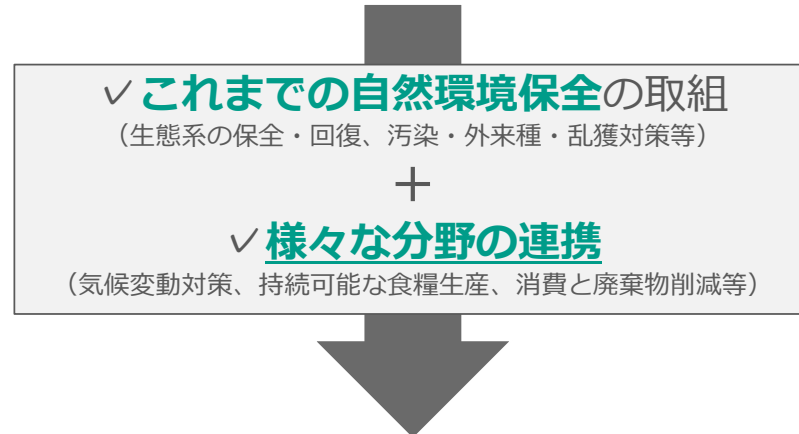
5つの基本戦略の下に25ある行動目標ごとに、関係府省庁の関連する施策を掲載

関連施策からビジョンまで一貫通貫で整理

ネイチャーポジティブとは

地球の持続可能性の実現に向けては、
横断的な「**社会変革 (transformative change)**」が必要

- 「今までどおり」のシナリオでは、
生物多様性は**損失し続ける**

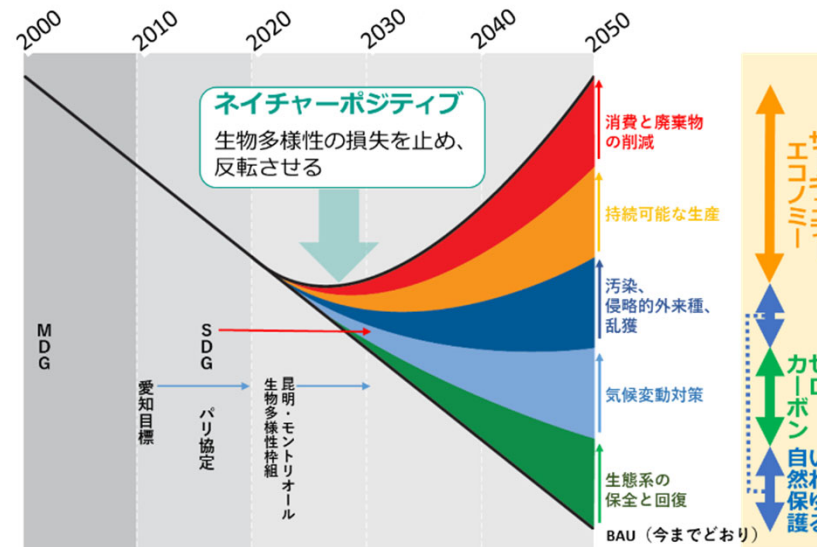


- 2030年以降には**生物多様性の純増加**
につながる可能性がある

= **ネイチャーポジティブ**

(→自然保護だけを行うものではなく、
社会・経済全体を生物多様性保全に
貢献するよう変革させていく考え方)

出典：IPBES 地球規模評価報告書 (2019)



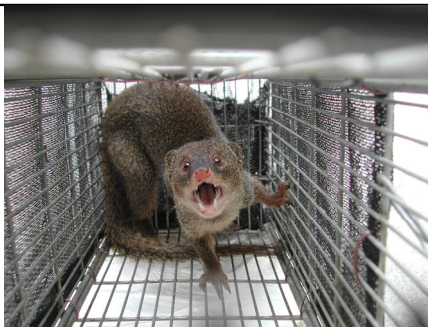
生物多様性の損失を減らし、回復させる行動の内訳
出典「地球規模生物多様性概況第5版 (GBOS)」を基に作成

「ネイチャーポジティブ」イメージキャラクター
だいだらぽじー
DAIDARAPOSIE

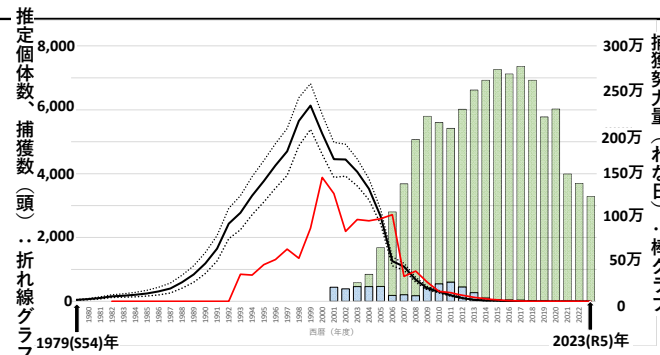


奄美大島における特定外来生物フイリマングースの根絶

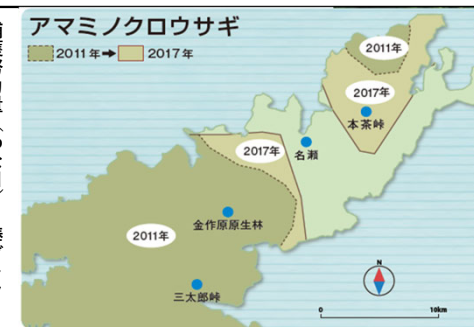
- 令和6年9月3日に奄美大島におけるフイリマングース（特定外来生物）の根絶を宣言した。
- 同島では昭和54年頃にハブ対策としてマングースが持ち込まれ、平成12年には推定1万頭以上まで増加。マングースの増加に伴い、マングースの分布地域では在来種的大幅な減少が見られ、またマングースによる農業被害も発生しました。
- 平成12年から環境庁（当時）及び鹿児島県（平成12年のみ）が本格的な防除事業を開始し、平成17年からは根絶達成を目的として専門家集団「奄美マングースバスターズ」を結成して計画的な防除を推進。
- その結果、平成30年5月以降マングースは捕獲されておらず、「令和6年度奄美大島におけるフイリマングース防除事業検討会」（令和6年9月3日）において、根絶が妥当と評価された。
- 長期間定着したマングースを計画的な防除によって根絶した事例としては世界最大規模であり、生物多様性保全上の重要な成果として、今後、各国での対策に様々な示唆を提供する考え。
- マングースの防除に伴い多数の在来種で分布の回復が確認された。また、マングースによる農業被害は消失し、野生生物観光と農業の盛んな同島の社会経済にも好影響を与えている。
- 世界的にも前例のない規模での成功事例として国内外の対策にも貢献するよう「成果により得られた知見」の整理・発信を進める考え。



フイリマングース



マングース推定個体数（黒線）、捕獲数（赤線）、
捕獲努力（棒グラフ:生捕りカゴわな・捕殺式筒わな）



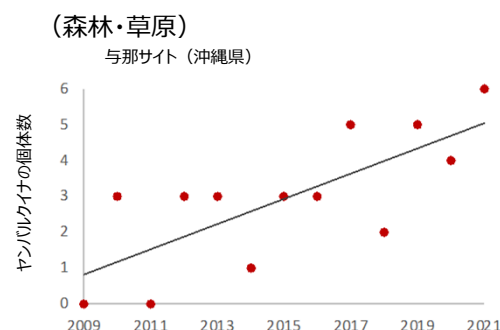
アマミノクロウサギの分布回復

生き物の回復状況（モニタリングサイト1000調査結果）

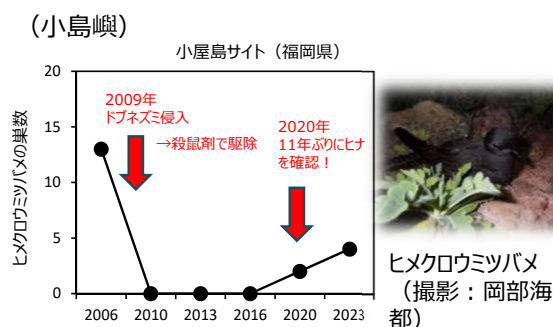


○外来種対策の効果

- 沖縄県やんばるの森のヤンバルクイナ、福岡県小屋島のヒメクロウミツバメ、埼玉県天覧山・多峯主山周辺のヤマアカガエルなどは、**外来種防除の取り組みによって回復が見られています**。取り組みの効果を確認・検証することも、モニタリングの大事な役割の一つです。このような回復を確認した事例をもっと増やしていけるよう、保全活動と連携していくことが重要です。（森林・草原調査、小島嶼調査、里地調査）

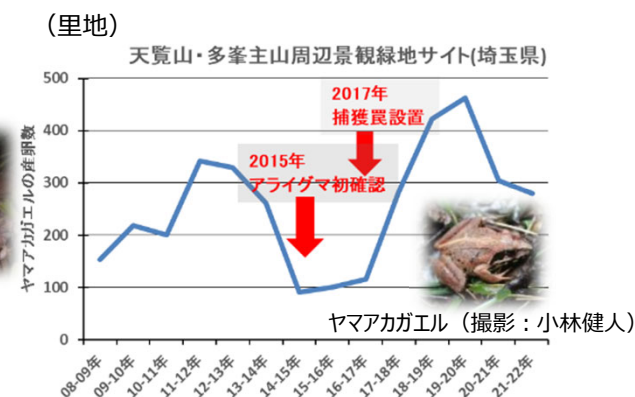


沖縄島北部やんばるの森では、絶滅危惧種であるヤンバルクイナが、特定外来生物のマンガースに食べられるなどして個体数が減少しましたが、**2000年に始まったマンガースの防除活動が功を奏し、個体数が回復傾向にあることが確認されました。**



ヒメクロウミツバメ
(撮影：岡部海都)

福岡県の沖合の小屋島では、2009年にドブネズミが侵入し、絶滅危惧種であるヒメクロウミツバメが多数捕食されましたが、**ドブネズミの駆除後、長い期間を経てようやく再び繁殖が確認されるようになりました。**



埼玉県の天覧山・多峯主山周辺景観緑地では、2013年頃からヤマアカガエルの産卵が大きく減少しましたが、哺乳類調査で特定外来生物のアライグマが確認されたのを受け、**2017年にアライグマ4頭を捕獲したところ、ヤマアカガエルの産卵数が大きく回復しました。**

30by30目標とは

サーティー バイ サーティー

30 by 30

- 2030年までに陸と海の30%以上を保全する
新たな世界目標



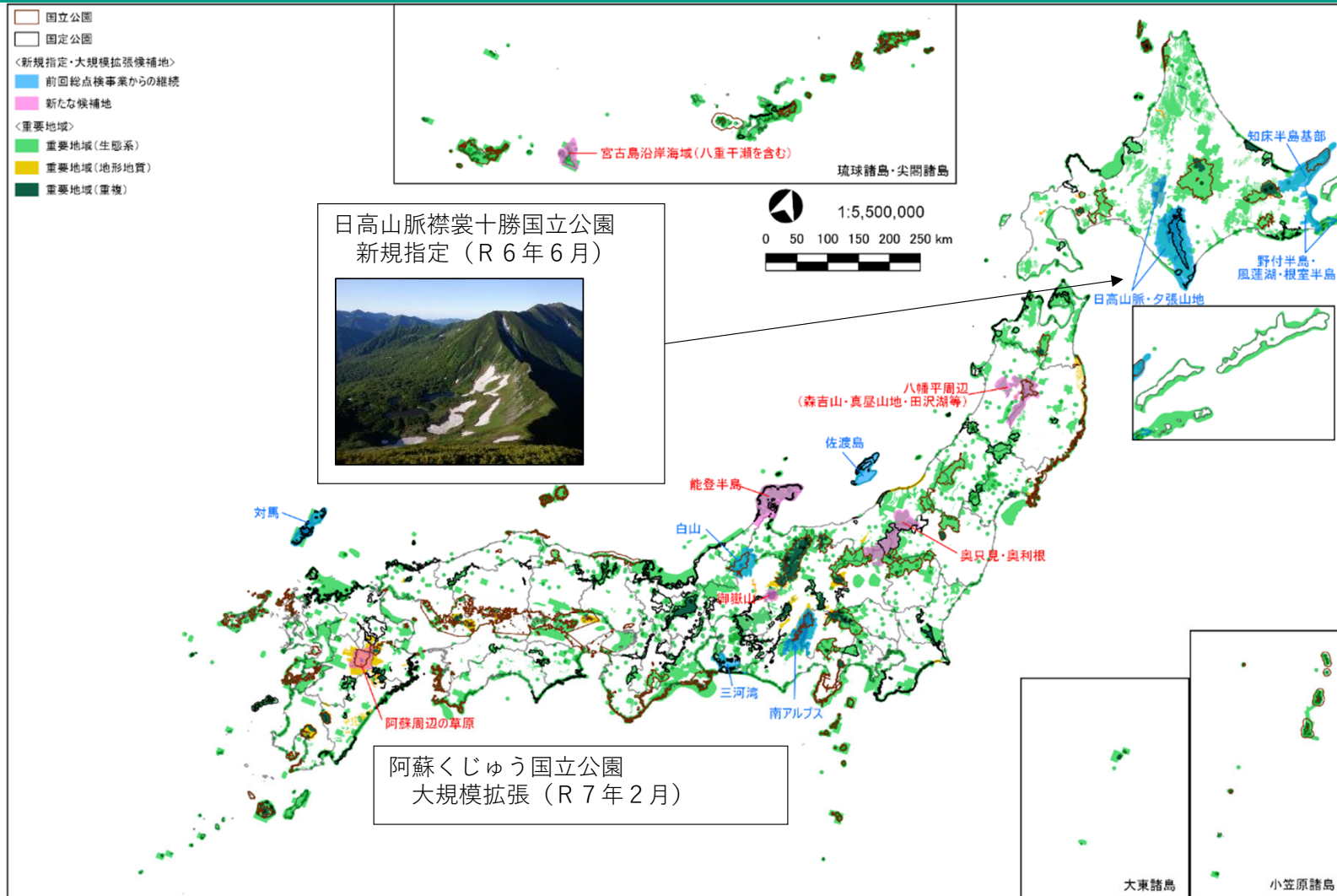
健全な生態系の回復

- 世界の陸生哺乳類種の多くを守るために、既存の保護地域を総面積の33.8%まで拡大が必要
- 日本の保護地域を30%まで効果的に拡大すると生物の絶滅リスクが3割減少する見込みなど

豊かな恵みを取り戻す

- 気候変動：緩和、適応に貢献
- 災害に強く恵み豊かな自然：
国土の安全保障の基盤
- 花粉媒介者：国内で年3300億円の売り
- 森林の栄養：河川を通して海の生産性を向上
- 観光や交流人口の増加などの地域づくり

国立・国定公園新規指定・大規模拡張候補地と指定等の状況



※候補地は最新の自然環境データ等に基づき資質の観点から抽出したものであり、本図で図示された区域は自然植生・藻場・サンゴ礁等からなる生態系・地質の重要地域の区域を主に参考にして記入したものである。詳細な区域の範囲は決まっておらず、将来的な公園指定や公園区域の拡張に向けた関係機関との調整や詳細な調査検討が今後必要である。

国立公園における利用者負担の取組 事例

【知床国立公園】

○カムイワッカ湯ノ滝のぼり

- ・R5年度からカムイワッカ湯ノ滝のぼりを予約制として協力金を収受。運営残金を知床国立公園の自然環境保全に充当する取組開始

(知床国立公園カムイワッカ地区利用適正化対策協議会、斜里町、知床斜里町観光協会)



【大山隠岐国立公園】

○大山入山協力金制度

- ・2021年度の実証実験を経て、2022年度6月より本格開始。
 - ・協力金は、自然保護活動や登山道等の補修、トイレの維持管理等の経費に充当。
- (大山山岳環境保全協議会：事務局 鳥取県)



【中部山岳国立公園】

○北アルプストレイルプログラム

- ・北アルプストレイルプログラム（長野県側で実施している登山道維持管理に係る協力金収受の取組）を、岐阜県飛騨側に拡大するため、R5年度に実証実験を実施

(北アルプス登山道等維持連絡協議会)



活動指標	実績値 (2025.3)	昨年度 (2024.2)
入域料の仕組みの実施数 ※任意の協力金（目安の額が示されているもの）又は条例に基づく義務の税で、一定エリアへの入域を契機に支払うもの	19[※1]	16
利用者負担の仕組みの件数 ※入域料以外で、事業収入等の一部を保全のために活用する事例	40	34

※1・・・2024.2から2025.3にかけて増加した新規3件は、①富士箱根伊豆国立公園（富士山通行料）、②雲仙天草国立公園（仁田峠）、③霧島錦江湾国立公園（雄川の滝）の案件

【妙高戸隠連山国立公園】

○妙高山・火打山入域料

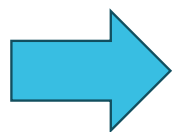
- ・2018年度から検討・試行・社会実験を開始し、2020年度より地域自然資産法に基づく入域料の収受を開始。
 - ・任意の協力金500円又は1000円。2021年度より登山アプリ運営の（株）ヤママップと協定を結び、オンライン事前決済を導入。
 - ・ライチョウ調査、自然環境保全や登山道整備等に充当。
- (生命地域妙高環境会議：事務局 妙高市)



OECDと自然共生サイト

OECD

- Other Effective area-based Conservation Measures
- 保護地域以外で、**生物多様性保全に資する地域**のこと。



- 環境省では、令和5年度から「**自然共生サイト**」の認定を開始。

- 令和5年度184件、令和6年度144件 **計328件**大臣認定



<自然共生サイトの例>



自然共生サイト認定証授与式



「自然共生サイト」の法制化について

地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律
(2024年4月12日成立)

「ネイチャーポジティブ（自然再興）」の実現に向け、企業等による地域における生物多様性の増進のための活動を促進するため、主務大臣による当該活動に係る計画の**認定制度を創設**

1. 増進活動実施計画等の認定制度の創設

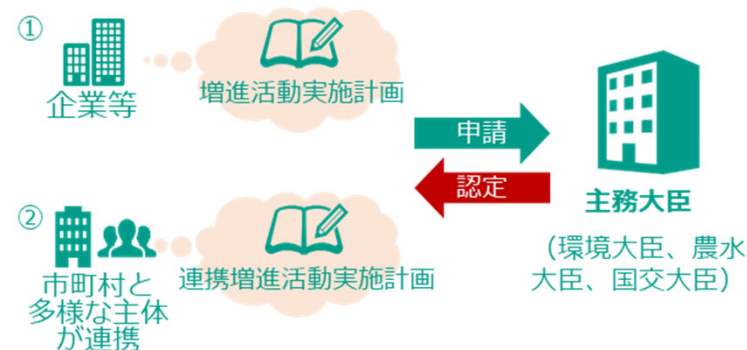
- ① **企業等**が、里地里山の保全、外来生物の防除、希少種の保護といった生物多様性の維持・回復・創出に資する「**増進活動実施計画**」を**作成し、主務大臣が認定**（企業等は情報開示等に活用）
- ② **市町村**がとりまとめ役として地域の多様な主体と連携して行う活動を「**連携増進活動実施計画**」として主務大臣が認定
 - ①又は②の認定を受けた者は、その活動内容に応じて、関連法における**手続のワンストップ化・簡素化といった特例**がある

2. 生物多様性維持協定

- ②の認定を受けた市町村は、土地所有者等と「**生物多様性維持協定**」を締結することができ、**長期的・安定的に活動が実施**できる

3. 地域生物多様性増進活動支援センター

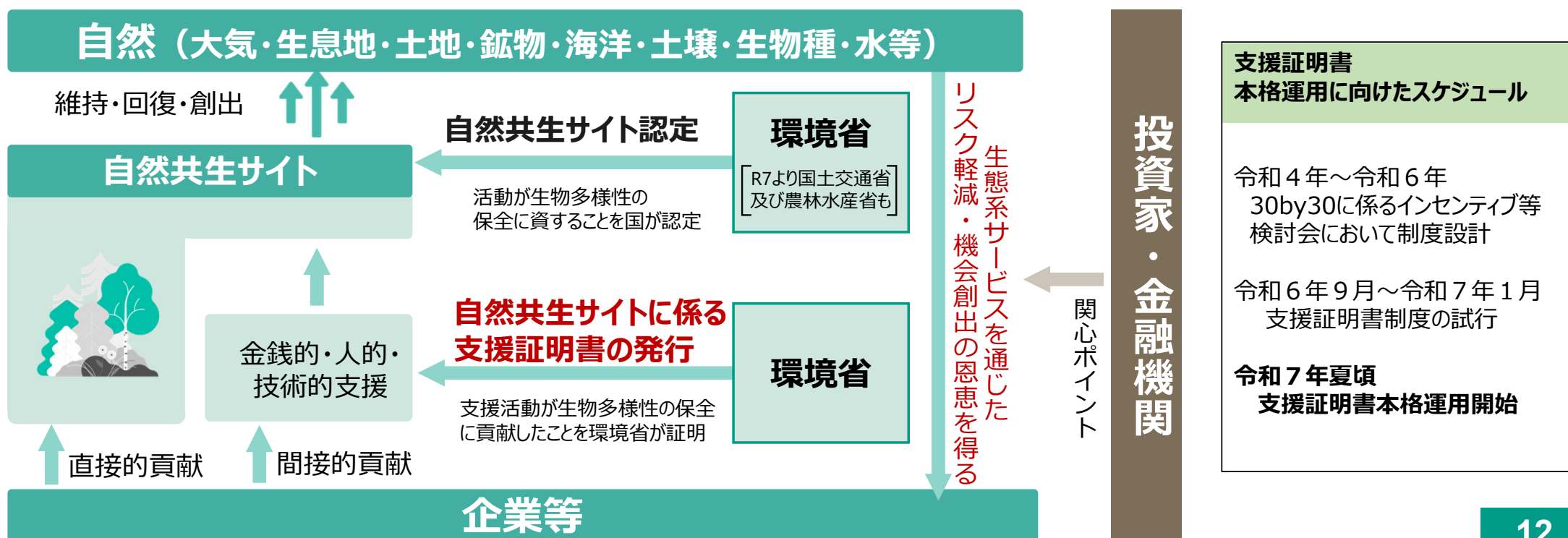
- 地方公共団体は、「**地域生物多様性増進活動支援センター**」として、関係者間における連携及び協力のあっせん、有識者の紹介、必要な情報の収集・整理・分析、助言を行う拠点としての機能を担う体制を、**単独又は共同して確保**するよう努める。



認定対象となる活動のイメージ
(神戸市 神戸の里山林・棚田・ため池)

自分の土地でない自然共生サイトに支援した際の“支援証明書”

- 自社で土地を有する企業等は、その土地を自然共生サイトに申請・登録し、保全管理等の活動を通じて直接生物多様性の保全に貢献することができるが、**そうでない企業の場合は、地域でつながりのあるサイトや自社のバリューチェーンに関連するサイト等の取組を支援することが有用である。支援証明書は環境省の証明により、その有用性を示すことができるツールである。**
- TNFDでは、企業は、自然関連のリスク・機会に対し、負の影響を回避・低減した上で、自然の回復・再生に取り組むことが望ましいとされている。さらに、**自然共生サイトへの支援を通じて、企業は自然の回復・再生への貢献を示すことで、ネイチャーポジティブ経営への移行を市場に訴求することができる**と考えられる。



ネイチャーポジティブ経済移行戦略 ～自然資本に立脚した企業価値の創造～

▶ 昆明・モンリオール生物多様性枠組(2022.12)

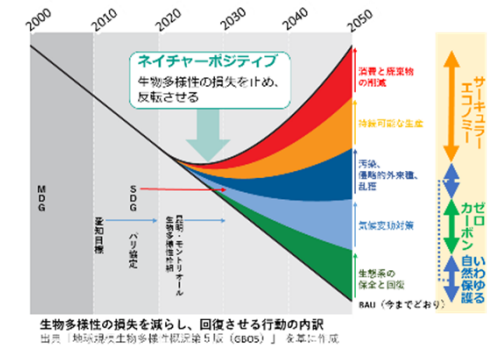
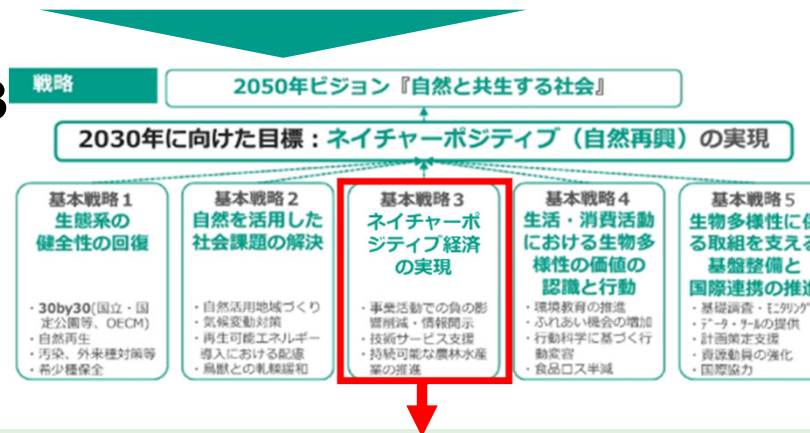


2030年ミッション

自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとる（＝いわゆるネイチャーポジティブ）

▶ 生物多様性国家戦略2023-2030 (2023年3月31日閣議決定)

新世界目標を踏まえ、世界に先駆けて国家戦略を改定



▶ 「ネイチャーポジティブ経済移行戦略」策定 (2024年3月29日公表)

- ▶ ネイチャーポジティブ経営（自然資本の保全の概念をマテリアリティとして位置づけた経営）は、企業にとって単なるコストアップではなく新しいビジネス機会

① 企業の価値創造プロセスとビジネス機会の具体例

② ネイチャーポジティブ経営への移行に当たって企業が押えるべき要素

③ 国の施策によるバックアップ

(ネイチャーポジティブ経営への移行に伴う企業の価値創造プロセスと対応する国の施策)

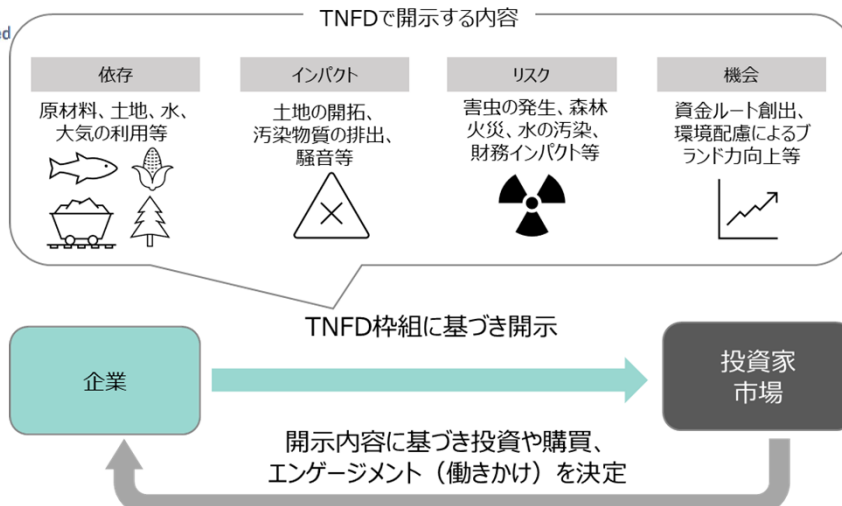
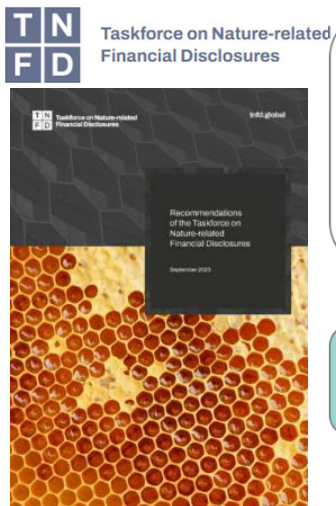
▶ NPE戦略に基づいたロードマップ（2025-2030年）を2025年7月に策定・公表

- ▶ 国の施策及び各種ステークホルダーに期待するアクション等を具体化して整理

TNFD v1.0 (自然関連財務情報開示タスクフォース/Taskforce on Nature-related Financial Disclosure)



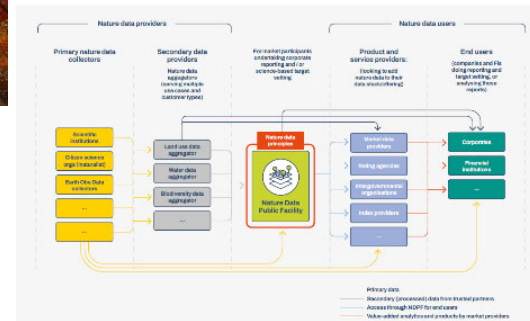
- 進展する自然関連課題について組織が報告し行動するためのリスク管理と開示の枠組みを開発し、提供するため、国際的なイニシアティブ、“TNFD”が、2021年に発足。2023年9月TNFD最終提言v1.0が発行。
- ビジネスによる自然関連課題（依存、インパクト、リスク、機会）と、それに対する企業の対応についてTCFDと整合した4つの柱（ガバナンス、戦略、リスクとインパクトの管理、測定指標とターゲット）の開示を推奨。
- 環境省は、TNFDに2年間で約50万ドル相当の拠出（直接・間接支援の合算）を決定し、2024年10月公表。TNFDとの共同研究を実施し、データファシリティ開発などに参画しつつ、連携を進める
- IFRS財団と、TNFDの推奨事項を国際サステナビリティ基準審議会(ISSB)のベースラインに活用することに焦点を当てた覚書（MoU）に署名、協働していく旨を、2025年4月9日に公表



COP16におけるG7ANPEサイドイベントで、本拠出を発表

引用元:
<https://tnfd.global/tnfd-secures-funding-from-the-government-of-japan/>
https://tnfd.global/wp-content/uploads/2024/10/Discussion-paper_Roadmap-for-enhancing-market-access-to-nature-data.pdf?v=17302314

Nature Data Public Facility



自然関連データバリューチェーンを強化するため、オープンアクセスのネイチャーデータファシリティの開発に向けたパイロットテストを2025年に実施。気候変動COP30までに提言を取りまとめる予定。

鳥獣保護管理の強化

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の概要

人の日常生活圏に**クマ等**が出没した場合に、地域住民の**安全の確保の下で銃猟を可能**とする。



ツキノワグマ

イノシシ

■ 背景

クマ等（ヒグマ、ツキノワグマ、イノシシ）の人の日常生活圏への出没が増加。とりわけ令和5年度にはクマによる**人身被害の人数が過去最多**※1

※1 件数の把握がある平成18年度以降最多（198件219人）

現行の鳥獣保護管理法は、**住居集合地域等**※2における銃猟、**建物・乗物・飼養動物に向かってする銃猟、夜間の銃猟を禁止**（第38条）。

※2 住居が集合している地域又は広場、駅、その他の多数の者の集合する場所。

現に危険が生じている場合は、警察官職務執行法による命令や刑法の緊急避難により、応急的に銃猟を実施しているが、**膠着状態にある場合において、より予防的・迅速な対応を可能とする必要。**

■ 主な改正内容 クマ等の銃猟に関する制度の見直し

○市町村長は、

- ①**危険鳥獣**（クマ等）が人の日常生活圏（住居、広場、乗物等）に侵入※3し、
- ②危険鳥獣による人の生命又は身体に対する**危害を防止する措置が緊急に必要で、**
- ③銃猟以外の方法では的確かつ迅速に危険鳥獣の捕獲等を行うことが困難であり、
- ④避難等によって**地域住民等に弾丸が到達するおそれがない場合には、危険鳥獣の銃猟を捕獲者**※4に委託して実施させることができる（**緊急銃猟**）（第38条の適用除外）。

※3 侵入するおそれ大きいことを含む。

※4 政令で定める技能要件を満たす者に限る。

○緊急銃猟の実施にあたり、下記の関連規定を整備。

- ・地域住民の安全確保のため、必要に応じ、市町村長は**通行制限、避難指示を実施**。
- ・市町村長は、**都道府県知事に応援を要請**することができる。
- ・緊急銃猟の実施に伴う損失（物損）については、市町村長が**補償**※5。

※5 保険により対応することを想定



北海道斜里町提供
市街地に出没したヒグマ



福岡県提供
建物の中庭に侵入したツキノワグマ



北海道札幌市提供
対応に当たる銃器所持者等

クマ等が人の日常生活圏に侵入する事態に対し、安全かつ迅速に対応することを可能に

＜施行期日＞ 公布の日から起算して**6月**を超えない範囲で政令で定める日

※上記法案による制度整備に加え、国は財政支援（交付金）や技術的支援（ガイドライン策定）等を実施

令和6年7月公表

クマ類による被害防止に向けた対策方針（令和6年2月）を踏まえた

クマ被害対策施策パッケージ

環境省、農林水産省、林野庁、
国土交通省、警察庁

- クマ類の指定管理鳥獣への指定に併せて、関係省庁が連携した総合的な施策パッケージの実施により、国民の安全・安心を確保する。
- クマ類の地域個体群を維持しつつ、人とクマ類のすみ分けを図ることで、クマ類による被害を抑制する。

1. 人の生活圏への出没防止

- 人の生活圏周辺での追い払い、放任果樹（柿など）等の誘引物の管理、緩衝帯の整備、電気柵の設置等の支援（環境省、農林水産省、林野庁）
- クマ類の移動ルートとなる河川の生息環境管理の支援（国土交通省）

2. 出没時の緊急対応

- 都道府県・市町村による出没対応マニュアルの作成、出没対応訓練等の支援（環境省）
- ICT等を活用した出没情報の収集・提供等の支援（環境省）
- 住居集合地域等での銃猟や建物内での麻酔銃猟等に係る鳥獣保護管理法改正の検討（環境省）
- 都道府県・市町村等と連携した出没時の安全確保（警察庁）
- クマ類の捕獲に対する過度な苦情等に対応するため、科学的な情報発信の強化（環境省）

3. クマ類の個体群管理の強化

- クマ類の指定管理鳥獣への指定（四国の個体群を除く）（環境省）
- クマ類の個体数、生息分布、被害状況等の調査・モニタリングの支援（環境省）
- 人の生活圏周辺でのクマ類の個体数管理の支援（環境省）
- 農地周辺でのクマ類の捕獲の支援（農林水産省）

4. 人材育成・確保

- 都道府県・市町村の専門的な人材の育成・確保の支援（環境省、農林水産省）
- 捕獲技術者の育成・確保の支援（環境省、農林水産省）

5. クマ類の生息環境の保全・整備

- 鳥獣保護区等の保護区の設置（環境省）
- 針広混交林や広葉樹林への誘導、広葉樹の病害虫被害の防除（林野庁）
- 絶滅のおそれのある四国の個体群の保全（環境省、林野庁）

能登半島地震からの復興に係る取組について

令和 6 年能登半島地震におけるペットに関する対応

基本方針：被災地の状況を踏まえて、被災者の救護・支援の観点から、ペットに関する対応を実施

1. 避難所等での対策	2. 被災者のペットの一時預かり等	3. 仮設住宅での対策
➢ 職員等派遣、現地状況把握 ➢ 避難所等でのペット飼育のための飼育用ケージ、フード等の資材供給 ➢ 飼育スペースの確保	➢ 健康上、災害復旧作業の理由等で飼育困難となる飼い主からの依頼対応 ➢ 県内・県外における一時預かり先の確保 ➢ 預かり先の動物病院等への移送 ➢ 迷い犬猫等の保護と情報発信	➢ ペットとともに住める仮設住宅の確保とそのために必要なケージ等の資材供給 ➢ 仮設住宅における適切な飼養管理の促進

ペットに関する対応の進捗状況（環境省による調整・対応状況等）

体制整備：

- 職員等の現地派遣、石川県（金沢市、能登半島に各 2 名程度）に恒常的に職員等を派遣、石川県庁と能登中部保健福祉センター等に自治体職員を派遣（1/6～4/22）
- 石川県、日本獣医師会、ペット災害支援協議会等と連携した支援体制の確保（1/5）。被災地保健所も参加のウェブ会議開催（1/8～4/18）
- 石川県獣医師会、石川県が能登半島地震 動物対策本部を設置（1/8）

1. 避難所等での対策

- ・ 環境省職員等を被災地に派遣し、現場確認、助言等を実施（1/6～9：輪島市、志賀町、穴水町、七尾市、10～11：富山県、新潟県、12～14：珠洲市、能登町、18～20：珠洲市、輪島市、志賀町、七尾市、1/22～4/22：金沢市、能登半島に各 2 名程度常駐）
- ・ 石川県による被災者からのペットに関する相談窓口の設置（1/7）
- ・ 動物対策本部が被災動物、被災飼い主様への支援のための募金口座開設（1/11～6/30）、環境省 SNS・HP で広報（1/12）
- ・ ケージ、フード等の支援について、石川県、日本獣医師会、ペット災害支援協議会等と連携し、市町の物流拠点・避難所等にプッシュ型・プル型で石川県や環境省が運搬して支援（1/18～）
- ・ 関係団体と連携しトレーラーハウスの設置による飼育スペース確保
石川県：1.5 次避難所（1/21～4/30）
環境省：志賀町避難所（1/29～5/30）
珠洲市避難所（2/12～7/25）
- ・ 石川県獣医師会が巡回診療（1/28～6/2）

2. 被災ペットの一時預かり等

- ・ 石川県獣医師会が所有者の依頼による一時預かりを実施（1/15～3/31）
- ・ 動物対策本部が一時預かり延長用のシェルターを設置（3/15～6/30）
- ・ 石川県実施の所有者とはぐれた犬猫等の保護収容の支援として、県保健所の収容力確保のための広域譲渡を実施（2/6～3/7）
- ・ 環境省が民間企業に依頼し、犬猫保護情報サイトを開設（2/9）

3. 仮設住宅での対策

- ・ 「仮設住宅等へのペット同居」について石川県に依頼（1/11）石川県から各市町に依頼（1/17）
- ・ 被災各市町がペット受入の方針であることを確認（2/9）
- ・ 各市町による住民説明会で石川県がペットの取扱いについて説明（2/24～）
- ・ 仮設住宅入居者向けの指導に当たる職員を対象に専門家を派遣し、適正飼育の講義を実施（7/9）



能登地域におけるトキの放鳥について

- 石川県は、創造的復興プランに「トキが舞う能登の実現」を位置づけ、トキの生息環境の整備等を推進。
- 環境省は、本州でのトキの野生復帰を検討してきたところ、石川県での取組の進展を踏まえ、**令和8年度上半期中を目処に能登での放鳥の実施を決定**（2月14日）。
- 今後、環境省では、放鳥個体の確保とともに、石川県による生息環境整備や放鳥場所の選定等を技術的に支援し、トキ野生復帰による震災復興を後押しする。

トキ保護増殖事業の経緯

- **日本産トキの絶滅**
 - ・昭和45年に本州最後となるトキ1羽「能里（のり）」を能登にて捕獲。
 - ・平成15年に日本産の最後のトキ「キン」が佐渡島で死亡。
- **佐渡島での野生復帰**
 - ・平成11年に中国から贈呈されたペアによる繁殖が成功。
 - ・平成20年に新潟県佐渡島で野生復帰を開始。
 - ・佐渡島における野生下のトキの推定個体数は、576羽まで回復（令和6年12月時点）。

本州での野生復帰に向けた取組

- **トキと共生する里地づくり取組地域**
 - ・環境省では、令和4年に本州でのトキ受入れに意欲がある取組地域を公募し、5地域選定。
 - ・**石川県・能登地域9市町**、及び島根県出雲市は「トキの野生復帰を目指す里地」に選定。



トキと共生する里地づくり取組地域 位置図

石川県・能登9市町における野生復帰に向けた取組

- **野生復帰に向けたロードマップ、モデル地区の設定**
 - ・令和4年に「**能登地域トキ放鳥推進ロードマップ**」を策定。
 - ・同年、トキの餌場環境整備を行う「**トキ放鳥推進モデル地区**」を9市町に設定。
- **生息環境・社会環境の整備**
 - ・能登地域の水稲作付面積の約6割で化学肥料・農薬を慣行より3割以上低減した水稲栽培を実施。
 - ・トキの餌生物の生息状況調査を能登9市町にて実施。
 - ・5月22日を「いしかわトキの日」に制定、普及啓発イベントを継続。
 - ・県内小学生に環境教材を配布。
 - ・「いしかわトキこども検定」や「出前講座」を実施。



「トキ放鳥推進モデル地区」一覧

「能登地域におけるトキ放鳥」の決定

- ・令和7年2月の第26回トキ野生復帰検討会において、石川県及び能登9市町における野生復帰の取組が評価されるとともに、石川県における今後の放鳥計画及びモニタリング計画が了承された。
- ・これを受け、環境省は**令和8年度上半期中を目処に、能登での放鳥を実施することを決定。**
- ・今後、環境省では、放鳥個体の確保・育成・順化訓練に加え、石川県による生息環境整備や放鳥場所選定等への技術的支援を行い、震災復興を後押しする。



トキ(佐渡島)



能登の里山